

野生きのこを取り扱っている流通関係者の皆さんへ

岩手県では、産地として消費者に安全な農林水産物を提供していく観点から、流通関係者（生産者団体、産地直売所、青果卸売市場）の皆さんに、**野生きのこについて放射性物質濃度の自主検査の実施をお願いしています。**

岩手県では、消費者からの信頼に応え風評被害の発生を防止するため、野生きのこを対象とした放射性物質濃度検査を行っています。

県が行った精密検査の結果、国の定める基準を超過する放射性物質濃度が検出された場合は、検査をした野生きのこが採取された市町村に対し、全ての種類の野生きのこについて出荷自粛等の要請を行います。

検査結果は県ホームページ上で公表するとともに、市町村、関係機関及び各報道機関に情報提供を行います。

「野生きのこ放射性物質濃度検査マップ」（以下「野生きのこマップ」という。）には、市町村ごとに、県が行った最も新しい検査の結果を掲載し、検査を行った市町村や出荷制限の対象市町村の状況について分かりやすいように表示しています。**野生きのこマップ等で出荷制限の対象として表示されている市町村においては、販売と採取を控えてください。**

なお、野生きのこについては、同じ市町村内でも採取地等が異なれば、検査結果の状況が異なることがあります。**流通関係者の皆さんにおかれましては、安全な野生きのこの販売に御協力をお願いします。**

« 県で行っている 野生きのこ検査 »

① 全市町村検査

県において、県内の全市町村を対象に、各市町村で採取した野生きのこの放射性物質濃度を測定します。

原則として、各市町村年1回、各市町村で一般的に採取される野生きのこ1種類について、ゲルマニウム半導体検出器で精密検査を行います。

② 流通関係者（生産者団体、産地直売所、青果卸売市場）からの依頼に基づく検査

流通関係者が、野生きのこについて、自主的に放射性物質濃度の検査を行った際、もし国の定める基準（100Bq/kg）の1/2以上の値が測定された場合には、県（※）に精密検査の依頼をしてください。

※連絡先： 岩手県農林水産部林業振興課（振興担当） Tel019-629-5775

③ 市町村からの依頼に基づく検査

市町村において地域の住民から依頼を受けて野生きのこ放射性物質濃度の検査等を行った際、国の定める基準の1/2以上の値が検出された場合には、市町村からの依頼に基づき、県で精密検査を行います。

担当： 岩手県復興防災部復興危機管理室（放射線影響対策担当）

環境生活部県民くらしの安全課（食の安全安心担当）

農林水産部林業振興課（振興担当）